

○播磨町マスコットキャラクター等使用に関する要綱

平成19年7月19日要綱第27号

播磨町マスコットキャラクター等使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、播磨町（以下「町」という。）が定めたマスコットキャラクター、PRキャラクター及びキャッチコピーロゴ（以下「マスコット等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコット等を使用しようとする者は、あらかじめマスコット等使用（内容変更）承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、学校園及びその関係者等が業務の目的で使用するとき。
- (2) 町が主催する事業の開催に協賛する団体及び町から後援又は補助金交付を受けた団体等が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が特に認めるとき。

(使用承認)

第3条 町は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の使用を承認するものとする。

- (1) 町又はマスコット等の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想及び宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) マスコット等を商品又は景品本体に使用するとき（商品又は景品のパッケージ等への使用を除く。）。
- (5) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (6) その他、町長が承認することが不相当と認める場合

2 町は、前項の規定による申請を承認するときは、マスコット等使用（内容変更）承認通知書（様式第2号）により、承認をしないときは、マスコット等使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコット等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、町の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、承認により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 町が特に認めた場合を除き、町で定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) 町のマスコット等であることを明記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行うことは認めない。

(承認内容の変更申請)

第6条 マスコット等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、マスコット等使用（内容変更）承認申請書（様式第1号）によりあらかじめ町に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請に係る承認又は不承認の通知については、第3条第2項の規定を準用する。

3 第5条の規定は、第1項及び前項に規定する変更申請に係る承認について準用する。

(承認の取り消し)

第7条 町は、マスコット等の使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコット等の使用承認を取り消すことができる。

2 町は、前項の規定により承認を取り消したときは、マスコット等使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

(責任の制限)

第8条 前条の規定により、マスコット等の使用承認を取り消したことにより生じた損害について、町はその責めを一切負わない。

2 マスコット等の使用承認を受けた者が、マスコット等の使用によって損害を被った場合又は第三者に対して損害若しくは損失を与えた場合であっても、町は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、マスコット等の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式（省略）